



広報

川越

10/25

昭和57年

No. 561

市の人口

264,848人

男=133,991人

女=130,857人

一世帯数

出生294 転入1,167
死亡78 転出882

79,396 +142世帯

前月比+501人

10月1日現在

■発行所 川越市役所(元町1-3-1) ■電話 0492-24-8811(代) ■発行人 川越市長 川合喜一 ■編集 企画財政部企画課



18
川越
日和下駄

宮下町2丁目・氷川神社本殿(豊禰)。天保13年(1841)に起工、嘉永3年(1850)竣工というから、ざっと140年以上の歴史をもつ。周囲に施された50数種におよぶその彫刻はすばらしく、当代の名工嶋村源蔵と飯田岩次郎が技を競ったものだ。江戸彫と称し、浮世絵や川越まつりの山車から取材したこの彫刻、今年のみつりを無事終え、ホツとしていることだろう。

下水道使用料7年ぶりに改定

来年1月から平均42%の値上げに

維持管理費との「差」拡大が原因

下水道使用料が7年ぶりに改定され、来年1月1日から平均で四十二割値上げされます。改定の理由としては、昭和五十年以来七年間増え置かれてきた使用料の収入と公共下水道の維持管理費との差額があまりにも大きくなったこと、また、下水道がすでに完備している地域に住み快適な生活を送っている市民と、まだ完備されていない地域の市民との公平を図るため、などによるものです。

昭和五十年十二月以来、七年間据え置かれていた下水道使用料が、五十八年一月一日から下表のとおり平均で四十二割値上げされます。今回の改定は、今年の四月に市から川越市下水道使用料等審議会（佐藤伸治郎会長）へ「下水道事業受益者負担に関する条例の改正及

市民間の公平と健全な財政運営を

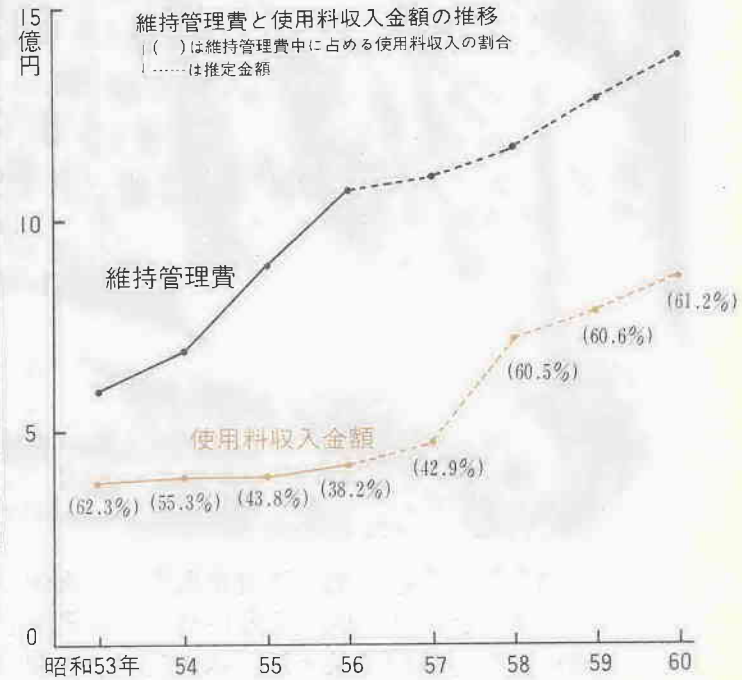
現在川越市内の公共下水道普及率は、人口割合で約四十二割に達しています。大正十三年、県下でいち早く下水道建設に着手したという本市の歴史や、下水道事業には莫大な経費がかかるということも考慮しても、この普及率四十二割という数字は決して低いものではないといえるでしょう。しかし、とはいっても、市民の半数以上がやはりまだ下水道の恩にあずかれないでいる、というのが現実です。

一方、下図を見てください。昭和五十年十二月に改定された下水道使用料の収入金額が、下水道の維持管理費に占める割合は、五十三年度六十二・三割であったものが、年々減少し五十六年度にはついに三十八・二割にまで落ち込

〈下水道使用料一覧表〉 2か月計算

使用水量	金額	使用水量	金額	使用水量	金額	使用水量	金額
cm	円	cm	円	cm	円	cm	円
16	440	38	1,330	60	2,430	82	3,970
17	480	39	1,380	61	2,500	83	4,040
18	510	40	1,430	62	2,570	84	4,110
19	550	41	1,480	63	2,640	85	4,180
20	580	42	1,530	64	2,710	86	4,250
21	620	43	1,580	65	2,780	87	4,320
22	650	44	1,630	66	2,850	88	4,390
23	690	45	1,680	67	2,920	89	4,460
24	720	46	1,730	68	2,990	90	4,530
25	760	47	1,780	69	3,060	91	4,600
26	790	48	1,830	70	3,130	92	4,670
27	830	49	1,880	71	3,200	93	4,740
28	860	50	1,930	72	3,270	94	4,810
29	900	51	1,980	73	3,340	95	4,880
30	930	52	2,030	74	3,410	96	4,950
31	980	53	2,080	75	3,480	97	5,020
32	1,030	54	2,130	76	3,550	98	5,090
33	1,080	55	2,180	77	3,620	99	5,160
34	1,130	56	2,230	78	3,690	100	5,230
35	1,180	57	2,280	79	3,760		
36	1,230	58	2,330	80	3,830		
37	1,280	59	2,380	81	3,900		

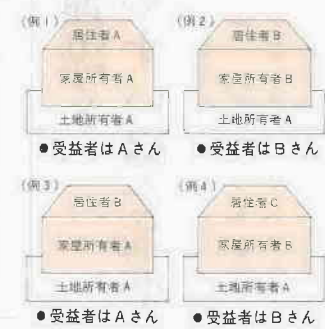
*下水道使用料計算の基礎となる水道使用水量の検針は2か月ごとに行われており、昭和57年12月・58年1月分は2月に検針されます。ですから、この2月検針分のうち半は旧料金、残り半は新料金となります。



受益者負担金制度とは……

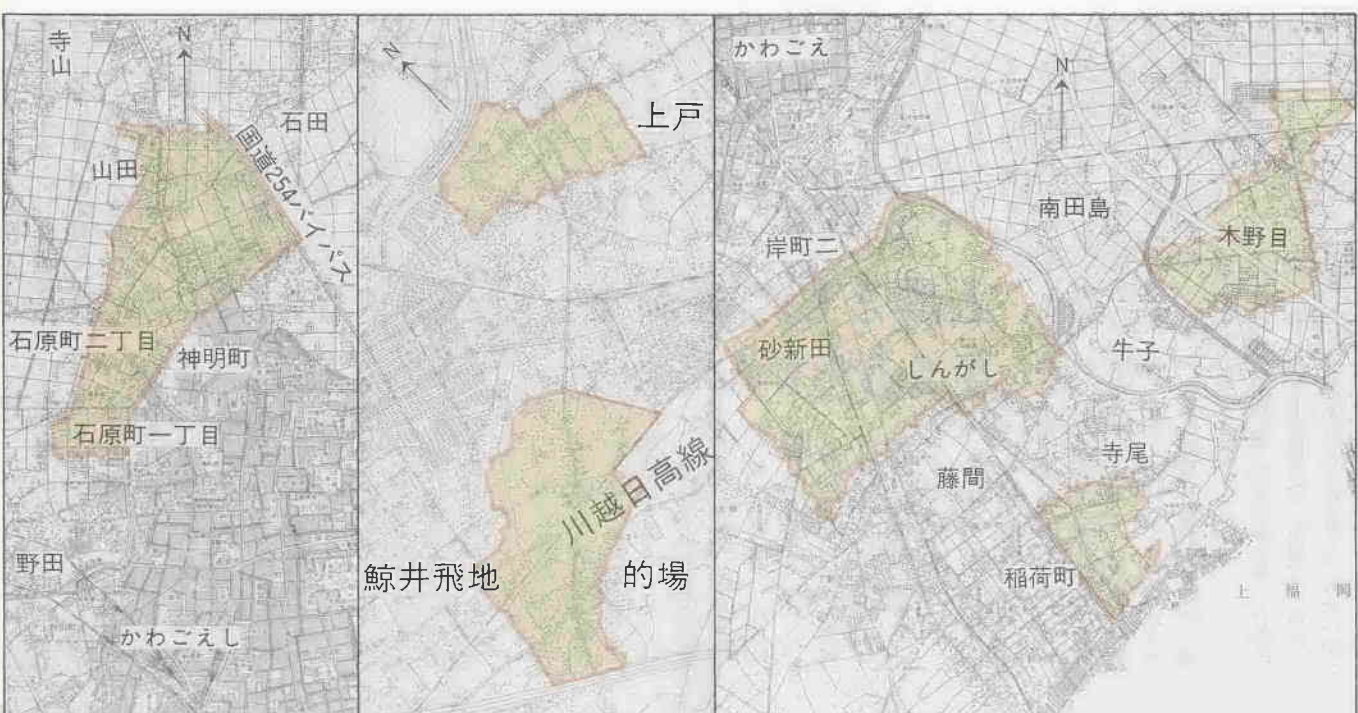
下水道は単に生活環境の改善のための施設としてだけでなく、河川や湖沼などの水質保全のためにも必要不可欠の都市施設として、その整備が急がれています。川越市としても、下水道の普及促進は最も力を入れていることの一つですが、その建設には多額の費用と長い年月がかかることはいうまでもありません。

十三年から採用されたもので、①下水道が整備されたことによりその土地の利用が高度に行える②下水道の布設は市内の限定された地区から徐々に始めるため、早期に利用できるなどの特別な利益に対し、相応の負担をしてもらう、という考えに基づいて定められた制度です。ここでいう受益者とは、公共下水道が整備される予定区域内にある土地の所有者を指し、所有者は負担金を納めなくてはならないことになっていきます。これを図で示すと左記のとおりになります。地上権、賃借、使用貸借、賃貸借の目的となっている土地については、それぞれの権利者をいいます。



新たに設定された負担区域には1平方メートルあたり360円を賦課

市では、下図のとおり負担区域を新たに設定し、下水道建設を進めています。負担金額は1平方メートルあたり三百六十円と定められ、この負担金額三百六十円に土地の面積を乗じたものが、それぞれの受



新たに設定された負担区域(流域第一負担区)

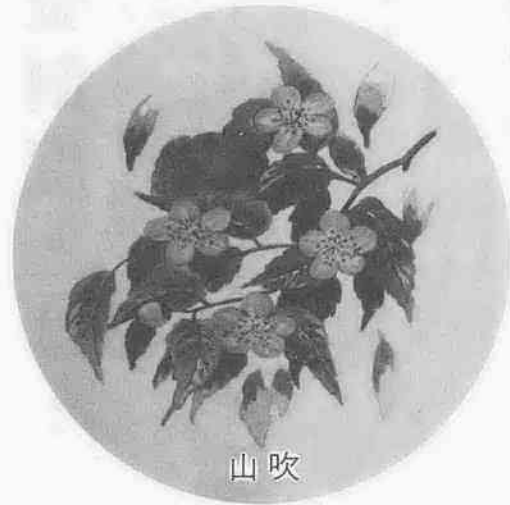
市の木・市の花は 榎と山吹に決定

川越市の市制施行六十周年を記念して制定される、市の木・市の花がこのほど決まりました。市の木には「榎」、そして市の花には「山吹」と、いずれも歴史と伝統のまちにふさわしいものが選ばれました。今後は、共に川越の緑のシンボルとして、豊かな緑と明るい空間のあるまちづくりの実現に役立てられることとなります。

歴史的にも関連深く 親しみやすい緑を基準

市制施行六十周年記念事業の一環として、市の木・市の花の制定に当たって、市では広報川越5/25号を通じて広く市民の皆さんのご意見を募集しました。

応募総数は二千五百五十四票にもおよび、市の木・市の花に寄せられた皆さんの期待の大きさを示しました。そこで川越市市制施行六十周年記念事業企画委員会（伊藤義郎会長）ではこの結果を踏まえ、



去る九月六日に市の木としてカシ、ムベ、シダレザクラを、市の花としてヤマメ、ヤマブキ、サルビアのそれぞれ三種類ずつを推奨する答申を提出。これを受けて市では、この答申に基づいて慎重に検討を重ね、市の木にはカシ、市の花にはヤマブキとすることを決定したものです。

市の木となった「カシ」は、四季を通じて市民生活にうるおいを与えてくれる常緑樹で、古くからこの地方の土壌に根を下ろし、屋敷などの防風林・防火林としてなじみの深い木です。また一般に知られているように、材質が固いため鉄や鋼などの農具の一部としても重宝がられ、私たちの暮らしを支える役目を果たしてきました。

普及という面から見ても、「比較的、成長がはやい」「苗木が入手しやすい」「植栽に手がかからない」など、数多くの利点を持ち、市の木としてこれからも親しまれやすい木といえます。

一方、市の花となった「ヤマブキ」は、川越城の築城で知られる太田道灌公の故事「ななへ八重花はさきどもやまぶきの」にあるように、川越とのつながりが深い花とされています。

この地方の気候風土に適していることは、市内の雑木林などでしばしば自生しているのを見かけることから明らかです。もちろん、皆さんのご家庭でも簡単に植栽できますし、苗木が入手しやすいという点も「カシ」と同様のことがいえるでしょう。

緑のシンボルとして まちづくりに貢献

なお、同企画委員会から答申された他の二種類、木ではムベとシダレザクラ、花ではヤマメとサルビアがそれぞれ市の推奨木、推奨花となることに決まりました。

今後は、これらの木・花が中心となって、都市化が進む川越の中で快適な生活環境づくりに貢献していくこととなります。

秀吉によって作られた、武士が農民を支配するという社会の仕組みは、徳川家康に引き継がれて強化されたものにされました。

一六〇三年、将軍となった家康は、江戸に幕府を開き、全国の大名家を支配する中央集権的な体制を作り上げました。大名にそれぞれ自分の支配する「藩」という領地と領民を与えたのです。この仕組みが徳川幕藩体制と呼ばれるものです。

幕藩体制と身分制度
国民全体の十分の一に、も足りない武士たちが、いちばん恐れられたのは、民衆が団結して抵抗してくることで、それを防ぐために人間に上下の差別をつけ、民衆を分裂させておくことを考えました。

そこで作られたのが、「士・農・工・商」という身分制度です。「士」は武士で、「農」は農民、「工」は町人のうちの職人、「商」は町人のうちの商人です。

この制度を固めるために、さらに低い身分として「えた・非人」がおかれました。「えた」身分に編入させられたのは、たまたま徳川時代のはじめに、皮はぎ、革細工、竹細工など手工業の製造や販売にたずさわっていた人々、あるいは、行刑、清掃、土木その他の仕事にたずさわっていた人々の一部だといわれています。また、「非人」には、役者や呪術・遊行の仕事をしてきた人々の一部が編入させられたといわれています。

「えた・非人」は、とくに低い身分とされ、町や村の警固や、犯罪人を捕える仕事、死牛馬の処理や皮革関係の仕事などをさせられ、町や村のはずれとか、荒地や河原、がけ下など、生活条件の悪い所に強制的に住まわされたのです。これが今日の被差別部落のはじまりなのです。

これらの身分間の移動は原則として禁止されましたが、とりわけ「えた」に対する制約はきびしいものでした。

この身分制度を、どのようにして民衆の分裂支配に利用したのかを考えてみましょう。

当時、大名や武士の生活費、政治、土木などといった費用は、年貢が主な収入源だったので、増収を図り、年貢を絶対的に減らさないようにするために、いろいろな方法をとりました。

百姓仲間の支配組織「五人組」を作ったり、百姓を土地にしばりつけておくための「百姓逃亡禁止令」「田畑永代売買禁止令」について、「慶安のお触書」を出したりして農民の武士への服従を強制し生活まで細かく規定しました。

年貢について不満を持つ百姓には、「上を見るな、下見てくらせ」「あの人たちよりましではないか」と言って、「えた」身分の人たちを目を向けさせたのでした。

人間として確かな 生き方をするために

「百姓仲間の支配組織「五人組」を作ったり、百姓を土地にしばりつけておくための「百姓逃亡禁止令」「田畑永代売買禁止令」について、「慶安のお触書」を出したりして農民の武士への服従を強制し生活まで細かく規定しました。

年貢について不満を持つ百姓には、「上を見るな、下見てくらせ」「あの人たちよりましではないか」と言って、「えた」身分の人たちを目を向けさせたのでした。

ご注意ください!

11/1 からごみ・し尿処理の手数料が改正されます

ごみ処理手数料
とし尿処理手数料
が十一月一日から
次のように改正さ
れます。ご注意ください。
ごみ
大猫などの死体
処理手数料

市へ持ちこんだ場合	10kg以下	300円
市で収集した場合	10kg以下	600円
一般家庭 (一時に50kg以上のもの)	10kg以下	200円
会社・商店 (一日平均10kg以上のもの)	10kg以下	300円

市焼却施設などへ、ごみを持ちこんだ場合のごみ処理手数料

市で収集した場合

一般家庭 (一時に50kg以上のもの)

会社・商店 (一日平均10kg以上のもの)

(1) 一世帯につき(月額)	百八十円(現行百四十円)
(2) 世帯員一人につき(月額)	二百三十円(現行二百十円)
(例) 四人家族の場合	(百八十円×二)二百六十円(現行二百十円)

この取扱区分は、水やアワを使用する水洗タイプのもので、普通の便槽に比べて、し尿の処理料が著しく多い場合の取扱区分です。

事業所その他多数の方が利用する施設



小江戸
散策

明治二十六年の川越大火をきっかけとして、秀れた防火建築として人々の注目を集めた蔵造り。

魅せられる職人芸

しかし、そこにあるものは単なる機能だけの冷たさではありません。粋な江戸文化の影響を強く受けた川越職人の技が息づいています。今回のこのシリーズでは、そんな蔵造りをよりいっそう魅力あるものにしていく各部署の紹介をしてみたいと思います。

11/3はご声援ください

川越ウォークソン大会

11月3日(水) 文化の日

川越ウォークソン大会

11月3日・文化の日、市制施行60周年を記念する第1回川越ウォークソン大会がいよいよ開催されます。いわば歩くマラソン競技として日本でも初の試みとなるこの大会。全国各地から集まった選手が競技に汗を流します。皆さんぜひご声援を。なお、10月31日(日)の午後1時～3時まで、会場となる伊佐沼にコースの標示板が設定されますから、「事前に歩いてみたい」という方はどうぞお試しください。※くわしくは川越ウォークソン事務局(市教委保健体育課内、元町1-3-1、内線345)へお尋ねください。

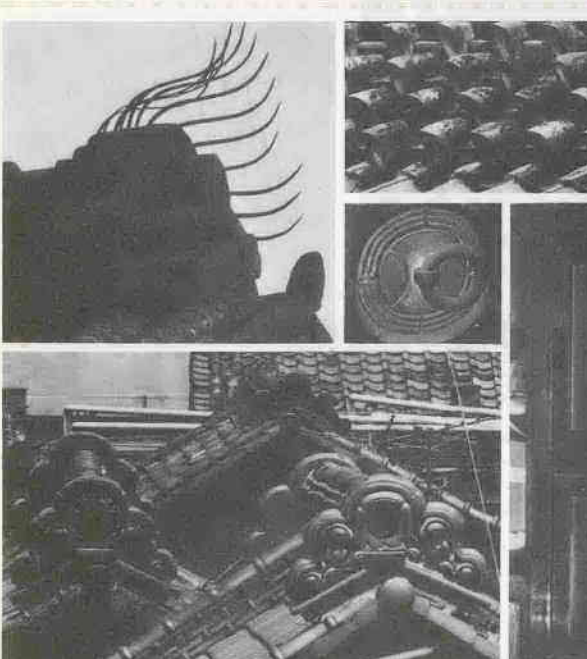
大型400円 (8.5cm×14cm)

小型250円 (7cm×11cm)

お早目に

83県民手帳発売中

ご希望の方は、市役所企画課統計係(☎24-8811、内線435・6)へお出かけを



福井県小浜市



小浜市長にかわって
来川した小下助役

川合市長とともに山車
を引く小浜市一行

川越まつり

川越まつり

小浜市・オッフエンバッハ市

の大イベント・川越まつりに色を添えました。

一方、川越市にとっては初めての外国との縁組み、候補市のオッフエンバッハ市は十一万四千人、皮革を中心とした工業都市で、千年以上の古い歴史を誇っています。今回来訪されたのは、さる八月、川合喜一市長がオッフエンバッハ市を訪問したのに対し、返礼の意味も含め、ワルター・シュワーマン市長・助役ほか四人が訪れました。喜多院を始め蔵造り資料館、工業団地など、川越の新旧の素顔を訪問し理解を深めてゆきました。

また、昭和四十七年に友好都市の提携をした、福島県棚倉町からも「棚倉町・川越市親善ゲートボール大会」の一行も来訪し、イベントに一層の華を添えました。



小浜雲浜獅子と石原ささら獅子との競演会

小浜への文化交流の旅

万葉の面影色濃く、旅情あふれる若狭路。市民レベルでの文化交流の旅はいかがですか。

11月11日出発2コース、11月12日出発1コース、11月13日出発2コースをご用意しました。各コースとも定員になり次第締め切り、定員に満たないコースは変更もあり得ますから、ご注意ください。

なお、お尋ね・申し込みは川越・小浜文化交流会実行委員会事務局（新富町1丁目5-4、☎22-0836）へご連絡ください。



福島県棚倉町

▼親善大会とあって
ムードは和やか



に華添える

フォト レポート



シュワーマン市長

棚倉町からお客様

市では、市制施行六十周年記念事業の一環として、姉妹都市提携を進めています。このほど縁組みが予定されている、福井県小浜市と西ドイツのオッフエンバッハ市から、十月十五日、十六日の川越まつりにかけて来訪、深まりゆく秋のイベントを、心ゆくまでたんのうされました。

川越市と小浜市とのつながりは古く、寛永十一年（一六三四年）、時の川越城主、酒井讃岐守忠勝が若狭国小浜へ国替になった時、石原町に伝わる「石原のささら獅子舞」の獅子頭二頭を連れていったことから始まります。現在小浜市では「雲浜（うんびん）獅子舞」としてうけつがれています。獅子舞がとりもつ縁組み、三百四十八年ぶりに里帰りし、市制施行六十周年



川合市長が山車のミニチュアをプレゼント



▲喜多院を見物する一行



▼まつりにも参加



リヒテンシュタイン

こんな情報はいかがでしょう

市県民税の納期です
今月は、市県民税第三期分の納期です。期限内に納めましょう。

税金のことなら 税務相談会へ
税金に関することなら、でも無料で相談してくれる税務相談会が開かれます。

相談に応じるのは税務署の担当官です。皆さんお気軽にお出かけください。

▼とき：十一月十三日(土)、午前十時～午後四時

▼ところ：丸広百貨店西側入口

▼主催：川越税務署（三光町三六一、☎42-1411）

防災訓練を行います
10/31初雁中学校で

市では毎年地区別に分け、防災訓練を実施しています。

今年十月三十一日(日)、午前八時から正午まで、初雁中学校校庭で実施します。当日は、消火訓練や救出救助訓練などをはじめ、地震車による地震体験訓練も実施します。皆さん是非ご覧ください。

国民健康保険の豆知識を紹介するコーナー「ワンポイント国保」。

今回のワンポイント国保は、保険税の制度として設けられている課税限度額についてです。

保険税は、医療費の支払のためにある税です。皆さんに負担していただいている税は、各自の負担能力に応じ負担していただきませんが、際限なく負担願うというものではありません。これは、利益を受ける程度とのかねあいから、公平ではなくなるため、一定の限度を定め、それ以上は課税しないというもので、これを課税限度額といっています。

この考え方は、国民健康保険は被保険者の疾病、負傷という偶発的な保険事故について共済を行う保険であり、その費用に充てるために国民健康保険税を課税するものですから、当然その受益関係について考慮しなければならず、応能原則についても、自らある程度の限界をさだめているものです。

こんな情報はいかがでしょう

ワンポイント国保②

保険税の納付と課税限度額は？

国民健康保険の豆知識を紹介するコーナー「ワンポイント国保」。

今回のワンポイント国保は、保険税の制度として設けられている課税限度額についてです。

保険税は、医療費の支払のためにある税です。皆さんに負担していただいている税は、各自の負担能力に応じ負担していただきませんが、際限なく負担願うというものではありません。これは、利益を受ける程度とのかねあいから、公平ではなくなるため、一定の限度を定め、それ以上は課税しないというもので、これを課税限度額といっています。

テーマは「暮らしの再発見」
11/21文化講演会を開催

市では、市制施行六十周年記念事業の一環として、次のおり文化講演会を開催します。

講師には、歴史に関して幅広い知識を持ち、現在NHKテレビで「歴史への招待」、「クイズ面白ゼミナール」の司会を担当している、鈴木健一アナウンサーを招き、古い歴史と伝統に培われた文化と風土をもった川越のこれからの市民文化について、市民の皆さんとともに考えてゆく「場」を計画しました。ふるってご参加ください。

▼テーマ：暮らしの再発見

▼期日：十一月二十一日(日)、正午開場、午後一時開演

▼会場：川越市民会館ホール

▼入場方法：入場整理券を十一月一日(日)から、社会教育課・各公民館で、先着順に配布します。

※くわしくは、市教委・社会教育課社会教育係（☎24-1811、内線三二一）へお尋ねを。



市制 60周年

川越まつり

各自自治会とも全力投球—七十万人で賑う

どちらか一方は雨—というジンクスを持つ川越まつり。市制施行六十周年にあたる今年は、十月十五日・十六日の両日とも、みごとな晴天に恵まれ、まちは市民の熱気に包まれた。

両日の人出—計七十万人(川越警察署交通課調べ)

県心ミニギャラリー

(新富町1-18-6 戸田ビル2階)

11/3~11/16の催しもの

- ★Q美会展
会員の作品70点を展示 風景・静物中心
とき…11月3日水~9日火、午前10時~午後6時(9日は午後3時まで)
問合せ…西山泰(大井町亀久保1210-3 ☎0492-61-6325)
- ★秋の花に寄せて(古流松楽会)
生け花60点を展示
とき…11月10日水~16日火、午前10時~午後7時(16日は正午まで)
問合せ…鈴木敦子(月吉町32-49 ☎24-6923)



お雑子につきものの天狐が群衆をにらむ



提灯に金棒、たっつけ袴で手古舞



小江戸ギャルもフィーバーし……

10/15 ~ 10/16



エネルギーのぶつかりあい—曳っかわせ

表通り おもてどうり うらどうり 裏通り



このカットは八木橋浩さん(寺屋中一)の作品です

EVENT	EVENT
<p>野球好きは集合! リトルリーグ選手募集 硬式野球に打ち込んでいる川越リトルリーグ(小2~5)、リトルシニアリーグ(小6~中2)が選手を募集。対象は、東上線に境を池袋方面へ向かって右側の地区に住んでいる子どもたち。入団希望者はオーディションにまず参加を。とき:10月31日(日)、午前9時~正午 ところ:砂新田五ツ又専用グラウンド(新河岸駅下車おぼ幼稚園近く) 問合せ:半波正夫(☎42-11521)</p>	<p>あしたは学園の第10回バザー 健全児と障害児が手とりあつて学ぶをモットーの、あしたは学園(武市陽子園長)がバザーを開きます。手作りのバックや人形が出品され、やきそばなどの模擬店もオープン。収益は同園の運営資金になります。とき:10月31日(日) 午前11時~午後2時 ところ:同園(豊田新田149-11 ☎45-6669)</p>
<p>お気遣いどうぞ 盲学校の文化祭 埼玉県立盲学校では、視覚障害児と市民の交流を深めるために、霜月祭を企画、皆さんのおいでをお待ちしています。とき:11月6日(土)~7日(日)、午前10時~午後3時 ところ:埼玉県立盲学校(笠幡85-1 ☎31-2121)</p>	<p>国際商科大の秋露祭 石川優子のコンサートも「見つめて…新感覚」をテーマに全学で繰り広げる学園祭。10月30日の前夜祭、31日のミス・コンテストとコンサート、11月1日の慢才などいろいろ。目玉は11月2日の石川優子コンサート。とき:10月31日(土)~11月3日(水) ところ:国際商科大キャンパス(的場北1-13-1 ☎32-5646) 県図視聴覚ホール 11月の映画会 映画の集い:「典字は今」11月6日(土)、午前11時から午後2時から2回 さいたまを知る映画会:「埼玉百年」・「わたしたちの郷土埼玉」・「埼玉のうた」16日(火) 午前10時から午後2時から2回 ところ:埼玉県立川越図書館(新宿町1-17-1 ☎44-5660)</p>

EVENT	EVENT
<p>川越シネクラブの映画上映 市内の8ミリファンが構成する「川越シネクラブ」と市教育委員会が共同で作った映画「子供民族芸能大会」ほか7編を上映。無料。とき:11月7日(日)、午後1時から ところ:県立図書館視聴覚ホール 問合せ:同クラブ金子秀夫(通町10-7 ☎22-1837)</p>	<p>出かけてみては? 児童合唱の演奏会 川越・坂戸・鶴ヶ島の児童からなる広谷児童合唱団が演奏会を開きます。おかあさんコーラス「かめらあた81」と一緒に歌うのは、「大きなかぶ」と一緒に歌うのは、「大きなかぶ」。あなたもお出かけを。とき:11月7日(日)、午後2時~4時 ところ:坂戸コミュニティセンター(坂戸市石井2327-5 ☎0492-183-5627)</p>

第35回市民体育祭・陸上の部

日程を変更 11月7日

去る10月3日の「陸上の部」は、台風のため延期。ここで日程が決まりました。

とき：11月7日(日) 午前8時30分～午後7時30分

ところ：東武スケートセンター(川越市駅前) 定員：2000人

対象：小学生以上

リンクを華麗に滑ろう

市民スケート講習会

初心者対象



とき：11月14日(日)・21日(日)・28日(祝) 午後7時～9時

ところ：東武スケートセンター(川越市駅前) 定員：2000人

対象：小学生以上

経費：1700円(貸靴料など)

申込：11月6日(土) 午前9時から経費を添えて市役所7階B会議室へ。

※くわしくは、保健体育課まで。

お気軽にお出かけを 巡回市民相談

一階相談：家庭および社会生活における心配ごとや法令社会慣習などの問題に関すること

行政相談：市に対する陳情・要望など市行政に関すること

※くわしくは市民生活課へ。

資格：教員が保母の資格のある方、または育児経験者とし、臨時に採用(学区内採用が原則)

勤務時間：正午～午後5時30分

賃金：月額8100円程度

※履歴書(写真貼付)持参のうえ、ケルビ学童保育室(325253)へ。

児童と指導員を募集

児童の募集

学童保育室名	電話
中央ブロック	
学童保育室名	電話
月大今第川仙中山泉大大武新	24-6656 45-2552 25-3747 24-4134 24-4755 22-4877 24-3999 22-4151 45-7232 44-9783 46-8780 ななし
養子開ブロック	
上戸学童保育室	32-4518
名細学童保育室	32-4519
谷川学童保育室	33-4790
関東学童保育室	32-1328
関西学童保育室	32-7959
関南学童保育室	ななし
関北学童保育室	32-7070
関東学童保育室	32-5253
高階南学童保育室	46-0741
高階西学童保育室	46-0740
高階南学童保育室	33-4790
高階西学童保育室	35-1863
高階南学童保育室	44-6752
高階西学童保育室	44-6753
高階南学童保育室	44-4667
高階西学童保育室	45-3906

小児マヒ予防生ワクチン投与

今年度下期の小児マヒ(ポリオ)予防生ワクチンの投与を左表の日程で行います。

個人あての通知はありませんから該当するお子さんをお持ちの方は忘れずに最寄りの会場へ。

該当児

▽1回目投与の該当児

昭和57年1月1日～6月30日に生まれたお子さん

▽2回目投与の該当児

昭和56年7月1日～12月31日に生まれたお子さん

※4歳未満でまだ2回投与を受けていないお子さんもこの機会に受けてください。

注意(一次の状態にあるお子さんは)

▽接種種手帳の注意書をよく読み、問診票に記入して、当日会場へ持参してください。なお予防接種手帳のない方は、午前中の体温を計ってからおいでください。

※母子健康手帳・筆記用具・スリッパをお忘れなく。

血液検査をしませんか

血液検査であなたの健康診断をしてみませんか。

内容：赤血球・白血球・血色素・ヘマトクリット・総コレステロール・中性脂肪

対象：市内に住居登録があり40歳以上、65歳未満の方

検査料：300円(当日に持参)

日時	会場・定員	申し込み
12.2(木) 午前10時～11時30分	古谷公民館 86人 (同地区のみ)	11.10(火) 午前9時～11時30分 古谷出張所
12.2(木) 午後1時30分～3時	川越市保健センター 100人 (本庁地区のみ)	11.2(火) 午前9時～11時30分 川越市保健センター
12.7(水) 午前10時～午後2時30分	霞ヶ関公民館 231人 (同地区のみ)	11.12(金) 午前9時～11時30分 霞ヶ関公民館

ケッサクがいっぱい 老人創作品展

老人クラブが日頃製作した書・絵・手芸など400点を展示。

とき：11月11日(木)～14日(日) 午前10時～午後6時

ところ：西友リビングストアードOMO

手づくりパン・お母さんの話し方 郷土史講座・園芸展

〈手づくりパン教室〉

とき：11月4日～25日 毎週木曜日(2回目のみ10日) 午前10時～午後1時

対象：市内在住か在勤の婦人

定員：30人 経費：2,000円(材料費)

申込：10月30日(土) 午前10時から同館へ

〈お母さんの話し方教室〉

とき：11月4日～12月16日 毎週木曜日 午前9時30分～11時30分

定員：50人 経費：500円

申込：11月1日(月)から同館へ(電話不可)

〈郷土史講座―川越に生きた武将・その人間像を探る―〉

鎌倉から江戸時代に名をはせた河越太郎・道灌・松平信綱の人間像を。

とき：11月5日～26日 毎週金曜日 午後6時30分～8時30分と11月28日(日)は史蹟散策

定員：40人 経費：500円

申込：11月1日(月)から電話で同館へ。

〈秋の香りあふれる園芸展とおしば展〉

手づくり盆栽の展示と係員による園芸相談、そして「おしばクラブ」のおしば展も同時開催。

とき：10月29日(金)～31日(日) 午前9時～午後5時(31日は午後4時まで)

手づくりケーキ教室 オリエンテーリング大会

〈手づくりケーキ教室〉

とき：11月19日～12月17日 毎週金曜日 午後6時～8時

対象：25歳までの働く青少年

定員：20人 経費：3,000円(材料費)

申込：11月1日 午後6時から経費を添えて同ホームへ。初めてのの方は印鑑を。

〈オリエンテーリング大会〉

地図と磁石をたよりにポイントを通過してゴールへ。ホーム利用者に限らず募集。

とき：11月14日(日) 集合＝川越駅西口 午前8時または越生駅 午前9時

会場：高取山OLコース(越生町)

参加費：1人 500円

申込：10月28日(木)から同ホームへ。

歯みがき教室

歯の保健相談からみがき方まで歯科衛生士が指導します。

とき：▷2歳児＝11月2日(火) ▷3歳児＝11月16日(火) ▷成人＝11月30日(火) 午前9時30分～11時30分(受付は午前9時～9時30分) ところ：保健センター

定員：30人 経費：無料

申込：11月1日(月)から電話で保健係へ

※当日は歯ブラシ・タオル・手鏡を持参。

情緒がめげえる時期に 11月の1歳6か月児健診

診察や個人相談もあります。母子健康手帳を忘れずに。

月日	会場名	該当者
11月10日(木)	古谷公民館	56年4月・5月生れ
11月10日(木)	高階公民館	5月生れ
11月10日(木)	名細公民館	4・5月生れ
11月12日(土)	保健センター	5月生れ
11月17日(木)	福原公民館	5月生れ
11月19日(土)	※南古谷公民館	5月生れ
11月19日(土)	大東公民館	5月生れ
11月24日(木)	霞ヶ関北公民館	5月生れ
11月24日(木)	霞ヶ関公民館	4・5月生れ
11月26日(土)	大東公民館	5月生れ

受付時間：午後1時～2時30分 ※は午後2時～2時30分

測定から診察相談まで 11月の3歳児健診

医師・歯科医師の診察も行います。母子健康手帳を忘れずに。

月日	会場名	該当者
11月16日(木)	霞ヶ関公民館	54年8月・9月・10月生れ
11月19日(日)	高階公民館	10月生れ
11月24日(木)	古谷公民館	5月1日～10月31日
11月26日(土)	山田公民館	5月1日～10月31日
11月26日(土)	保健センター	10月生れ

受付時間：午後1時～2時30分

赤ちゃんのために 11月の4か月児健診

赤ちゃんのための育児相談もあります。母子健康手帳とオムツを忘れずに。

月日	会場名	該当者
11月10日(木)	古谷公民館	6月・7月生れ
11月10日(木)	霞ヶ関公民館	7月生れ
11月10日(木)	福原公民館	7月生れ
11月11日(金)	保健センター	7月1日～15日生れ
11月12日(土)	高階公民館	7月生れ
11月19日(土)	※南古谷公民館	7月生れ
11月19日(土)	大東公民館	7月生れ
11月24日(木)	霞ヶ関北公民館	7月生れ
11月25日(木)	保健センター	7月16日～31日生れ
11月26日(金)	名細公民館	7月生れ

受付時間：午後1時～2時30分 ※は午後1時～2時

市民健康教室

参加希望者は直接会場へどうぞ。無料。

◆午後1時30分～3時◆

月日	会場	テーマ	講師
11.9(火)	南古谷公民館	成人保健	医師小口行人氏
11.17(水)	古谷公民館	加齢に伴う血圧の管理	医師村本俊郎氏

臨時休館のお知らせ 市立図書館

市立図書館では、11月1日(月)～10日(水)の間、新館建設の準備のため休館となります。

お年玉年賀はがき 発売

川越市立図書館では、11月1日(月)～10日(水)の間、新館建設の準備のため休館となります。

妊婦教室 各種相談

保健センター ☎24-8611

〈妊婦教室〉

食事・お産・沐浴・育児を6日間で。母子健康手帳と筆記用具を持参。

とき：11月2日～30日(23日はのぞく)の毎週火曜日と来年1月10日(月)・17日(月) 午後1時30分～4時

定員：40人(先着順) 経費：無料

申込：10月28日(木) 午前9時から保健センターへ(電話可)

〈11月の各種相談〉

希望者は当日直接センターへ。

曜日	相談名	受付時間
1(月)	家族計画相談	午前9時30分～11時
1(月)	離乳食指導	午後1時～2時30分
8(月)	乳幼児相談	午前9時30分～11時
11(木)	精神衛生相談	午前9時30分～11時
15(月)	乳幼児相談	午前9時30分～11時
19(金)	血圧相談	午後1時～2時30分

※家族計画相談を受ける方は印鑑を持参。

愛育まつり 衛生課 母子愛育班

主婦を対象に、血圧・体重・尿検査などの健康チェックを。同時に講演「子どもの遊びと基礎体力づくり」(午前10時～正午)も。

月日	会場	時間
11.3(水)	山田公民館	午前10時～3時

※くわしくは、お近くの愛育班役員まで。

休日の診療機関

竹村眼科(眼科) 南台3-12 ☎59335

旭町耳鼻咽喉科診療所(耳鼻科) ☎84115

高浜産婦人科(産科・婦科) 南台72-1 ☎46336

川越市予防衛生センター(三久保町) ☎3891

(診療時間：午前9時～正午)

川越市休日急患診療所(小前波町) ☎24515 ☎230601

(診療時間：午前9時～午後3時)

9月の火災と救急出動

救急出動件数 378件

搬送人員 374人

火災件数 5件

損害額 7,617,000円

ぼくら の作文

「行ってまいります」
の声と同時に家を飛び出した。昨夜の雨にたたかれたのか、玄関先に小さなさるすべりの花が枯れ葉に混ってピンクの花べんを見せていた。

通学路の秋

泉小 6年

岩崎 論



この花は、今年の八月は涼しかったので少ししか咲かなかった。いく度かの台風で葉が全部落とされた。すると不思議なことに、新芽が出た。おどろいているうち今度は、花が咲きはじめた。二度目の花が、今散りつくそうとしている。

しばらく行くと金もくせいの花が花模様のふろしきをしていて二ばれおちている。どの家にもよくあるのでこれが咲き始めると風がおいを運び楽しませてくれる。冷やっとした空気を吸いながら集合場所へと急ぐ。

いつものように班の先頭に立ち出発する。

ぼくたちが歩く道を中央に、右に左に稲田が広がる。田を横切るようにして、川の流れるがある。こ

の景色は通学路の中でも一番好きな場所だ。
数日前までは川に沿って、ひがん花が点々と続いて帯をつくっていた。

この川には、ざりがにをよくとりに来た思い出がある。たくさん卵がふ化してしばらく、夢中に育てたものだ。このごろつりをしているすがたをよく見かける。夕暮どきのつりはなぜかさびしく思える。

ぼくの歩調はゆつくりになった。黄緑色をした田んぼのじゆうたんは一面にしかれ、ごろつとねころびたくなるような気がする。足元の稲の穂はみのりはじめて少しずつ頭を下げているように見える。

風が一ふきすればさあつと稲がなびいて海になる。くだける白い波の上まにゆれ、ぼくはすいこまれるよりなさつ覚えさせてくる。

学校が近づく。農家の庭のけきは、紅葉がはじまっている。このしぶく、深みのある色は本当に自然はすばらしいなあと思ふを感心させる。

絵にしてみたいなあと思ひながら秋を体いっぱい感じて、昇降口に入った。

この川には、ざりがにをよくとりに来た思い出がある。たくさん卵がふ化してしばらく、夢中に育てたものだ。このごろつりをしているすがたをよく見かける。夕暮どきのつりはなぜかさびしく思える。

ぼくの歩調はゆつくりになった。

黄緑色をした田んぼのじゆうたんは一面にしかれ、

ごろつとねころびたくなるような気がする。足元の稲の穂はみのりはじめて少しずつ頭を下げているように見える。

風が一ふきすればさあつと稲がなびいて海になる。くだける白い波の上まにゆれ、ぼくはすいこまれるよりなさつ覚えさせてくる。

学校が近づく。農家の庭のけきは、紅葉がはじまっている。このしぶく、深みのある色は本当に自然はすばらしいなあと思ふを感心させる。

絵にしてみたいなあと思ひながら秋を体いっぱい感じて、昇降口に入った。

小川越

歴史シリーズ⑩

川越氏の領土河肥の庄は、重頼、重房父子の死により一時、重頼の母に移管されましたが、まもなく領家との間に、年貢の滞納をめぐって問題が発生しました。

莊園内の武士と農民

鎌倉殿の御家人

時鐘の音にのせて
そこの、この問題がなせ発生したかを考えてみたいと思います。これはただ単に女主人が老母であるから、名主や農民らがばかにして、小作米を納めなかつたのでしょうか。

条件は、相伝の所領を所有する領主となることでした。御家人は、世襲的に鎌倉殿に従うことが原則であつて、累代御家人あるいは譜代御家人と呼ばれました。御家人となるには、いわゆる「見参の式」をとるか、鎌倉殿か

十三、四世紀頃までの武士は、すべて農村に生活し、農村を構成する農民の一員であつたといわれています。ただ彼らが、一般の農民と区別された理由は、武士という身分と、地主であるとか、かつ

て由緒ある名門の末流であつたと思われまふ。当時の武士の多くは、本所領家から託されて、その莊園の経営に当る荘司となりました。莊園の所有者は、その地主的な所有でなく、その土地から得られる収益を対象とした領有であつたようであるから、荘園領主としての武士は、莊園領主のために、莊園からの年貢をとりたてる役をしていました。

こうして、農村の武士は、上領主) に対しては地主農民として、本所領家と対立する立場にあり、下に対しては、荘司または地主として、一般農民と対立的な地位にあり、こうした中間的地位が本所領家とともに、農民からの抵抗を受ける対象となつたようである。

市民会館11月の主な催しもの予定

入場が関係者だけに限られているものやリハーサルなどは除いてあります。

<10月10日現在、ホールのみ>

曜日	催し	入場方法	開演時間	主催者
3(木)	第31回川越市美術展	無料	AM10:00	市教委社会教育課 ☎24-8811 (内線313)
3(木)	市民文化祭「即興のつどい」		AM10:00	
5(金)	市民文化祭「民謡のつどい」		AM9:30	中央公民館 ☎22-1394
6(土)	市民文化祭「小・中学校吹奏楽のつどい 祭ばやし」	無料	PM1:30	
7(日)	市民文化祭「芸能のつどい」		AM10:00	
13(土)	川越市公衆衛生大会	無料	PM1:00	市役所衛生課 ☎24-8811 (内線252)
15(日)	三原順子ショウ	入場券 会員2,500円 一般2,800円	PM2:00 PM6:30	市民音楽協会関東事務局 ☎0488-29-2635
20(土)	川越商業高校吹奏楽部定期演奏会	入場券 300円	PM1:30	同校吹奏楽部 ☎43-0800
20(土)	スキー映画の夕べ	整理券	PM6:00	市教委保健体育課 ☎24-8811 (内線315)
21(日)	文化講演会	無料	PM1:30	市教委社会教育課 ☎24-8811 (内線311)
25(木)	埼玉県吹奏楽祭	無料	AM10:00	県吹奏楽連盟 ☎46-8484(野田中市田)
26(金)	市制施行60周年記念コンサート 読売日本交響楽団	入場券 A席2,000円 B席1,500円	PM6:30	市役所企画課 ☎24-8811 (内線432)
27(土)	星野女子高校バトン吹奏楽部定期演奏会	入場券 200円	PM2:00	同校バトン・吹奏楽部 ☎22-4488
28(日)	日本舞踊花柳流素恵美会発表会	無料	AM10:00	松下公美(南通町) ☎24-6347

▷主催者の都合で一部変更になる場合もあります。
▷入場券等の申し込みや問い合わせは、それぞれの主催者あてをお願いします。
◆来年4月中の市民会館使用申込は、11月1日(明)、午前9時からお受けします。
くわしくは市民会館(郭町1-18-7、☎22-4678)へ。

市議会第四回定例会から

初雁球場に

夜間照明塔六基設置

川越市議会第四回定例会は、九月十日午後一時市役所に招集されました。審議案件は継続審査となっていた十一決算を含めて四十六件でした。



市議会だより

条例

- ▽ 川越市保育料審議会条例を定めることについて—原案可決—
 - ▽ 川越市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて—原案可決—
 - ▽ 川越市少年指導センター設置条例の一部を改正する条例を定めることについて—原案可決—
 - ▽ 川越市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて—原案可決—
 - ▽ 川越市幼児教育振興審議会条例を定めることについて—継続審査—
- 前五条例については、従来規程規則で定めてありましたが、今回条例化して推進することです。
- ▽ 特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて—原案可決—
- 恩給法等の一部改正に伴い、退職料、遺族扶助料等の引上げを行ったものです。
- ▽ 川越市同和对策審議会条例の一部を改正する条例を定めることについて—原案可決—
- 同和对策事業特別措置法の時限立法の期限切れにより、それに変わる地域改善対策特別措置法の制定に伴って、本条例の一部を改正したものです。
- ▽ 川越市地区計画等の案の作成手続に関する条例を定めることについて—原案可決—
- 都市計画法に基き地域のレベルアップをはかりながら、一定の枠をはめて乱開発を防ぎ、良好な市街地形成を行なうものです。
- 当面川鶴団地内に適用し、高さ制限、壁面後退、用途規制、プロ

継続審査の結果

- ▽ 川越市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて—原案可決—
- 下水道の維持管理費用負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正したものです。
- その概要は、家事用その他の基本料金(一ヶ月)八mまで現行一六〇円を二二〇円に、超過料金八mを超え十五mまでの分、現行二五円を三五円に、同じく十五m、三〇m、三五円を五〇円に、同じく三〇m、五〇m、五〇円を七〇円に同じく五〇mを超える分について
- ▽ 川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて—修正可決—
- 受益者負担金制度の適正な運用を図るため本条例の一部を改正したものです。
- 修正部分については、施行期日が昭和五十七年十月一日となりましたが、会期延長をしたため十月二日としたものです。
- ※ ※ ※
- 去る六月七日開会の本市議会第三回定例会において、継続審査の付託を受けた案件は、閉会中各委員会でそれぞれ慎重に審査されました。今定例会第一日(九月十日)に各委員長より、審査の経過と結果が報告され、審議の結果、つきのように決定いたしました。
- ▽ 昭和五十五年度決算十一件(昭和五十五年度決算特別委員会に付託)—継続審査—
 - ▽ 川越市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて(厚生常任委員会に付託)—修正可決—
- 原案にある条例の施行日昭和五十七年五月一日を同年十一月一日

議会を傍聴しましょう

市議会は毎年3月・6月・9月・12月の4回定例会を開催します。

補正予算 補正後の予算総額は 666億2千万円余に

今定例会には昭和五十七年度川越市一般会計補正予算(七億六千六百八十三万一千円)ほか特別会計三件(五億二千八百三十三万三千円)が提案されそれぞれ原案可決されました。その結果、補正後の予算総額は一般・特別会計合わせて六百六十五億二千三百三十九万六千円となりました。

- 補正予算
- 歳入歳出予算の総額にそれぞれ七億六千六百八十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四億二千九百四十九万九千九百九十九円としたものです。
 - 昭和五十七年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)
 - 事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ四億一千七百四十八万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六十五億一千一百一十二万一千円としたものです。
 - 昭和五十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算(第二号)
 - 歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億九千九百三十三万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十七億三千五百四十九万九千九百九十九円としたものです。



初雁公園野球場

室、職員室、音楽室、美術室等が建設される予定です。

- 一、契約の方法
- 二、契約の相手方
- 三、契約の金額

川木建設株式会社

請負契約 四件を可決

建設するものです。建物の延面積は三、〇六二・九七平方メートルで、居室及び教養読書室、静養室、集会所などが建設される予定です。

一、契約の方法

指名競争入札

二、契約の金額

金一億九千万円

三、契約の相手方

浦和市大字大谷口
株式会社雄電社

四、工期

本契約締結の日から百七十六日

野田中・新宿小の プールの取得

取得について

一、取得物件

川越市新宿町六丁目九番地一
所在設備プールその他付属設備

二、取得予定価格

金四千六百六十一万八千円

川越市立野田中学校プールの取得について

一、取得物件

川越市野田町二丁目十九番地
十四所在設備プールその他付属設備

二、取得予定価格

金六千九百三十三万四千二百円

請願2件を採択 1件を継続審査・1件を不採択

申請者から川越市議会がつかぎの事項について国に意見書を出すよう請願する。

一、大幅な減税を行うこと

一、申告納税制度に反するような改悪を行わないこと

一、大型間接税(新一般消費税)の導入を行わないこと

と、の主旨により、南通町七番地八、木村公枝氏ほか五名より提出されました。

旭町二丁目二番地二に高層マンションが建設されると聞いていたが、川越市中高層建築物に関する指導要綱に基づき、施工者と周辺住民との間に相互の立場を尊重し、双方の権利を認めそれに伴う義務を正しく遂行するよう、強力かつ先見性ある行政指導を願いたい。

増水にたえかね、分流式の下水マンホールをあけたものの、下水本管との勾配が小さいため、その下水も流れず逆に各家庭の便所が逆流であふれる始末であった。付近が住宅化した現在、湛水対策には、抜本的な解決策が必要となっている。

被害場所から三十メートルの所に道路側溝があり、またさらに五十メートル離れた国際商科大学東側市道には雨水管が埋設されている。

この際、これら側溝、雨水管の状況を調査し、何らかの方法でこれらと接続し、雨水排水に万全を期していただきたい。

と、の主旨により、的場北二丁目十八番地四野正義氏ほか百九十九名より提出されました。

町道路線の 区域外認定 について

町道路線の区域外認定に関する承諾について

一、原案可決

川越市大字下赤坂地内及び下松原地内の道路敷地に大井町道を設置するため、同地内の五路線を区域外認定するものです。

二、町道路線の区域外認定に関する承諾について

一、原案可決

川越市大字笠幡地内の道路敷地に日高町道を設置するため、同地内の四路線を区域外認定するものです。

- 今定例会に提案された「昭和五十六年度川越市水道事業決算認定について」は、第五日(九月十四日)に「水道決算特別委員会」を設置しその審査を付託しました。
- 第二十一日(九月三十日)同特別委員会が開催され、正・副委員長互選の後、審査した結果、なお慎重に審査する必要があるため「継続審査」とすることに決定いたしました。
- 特別委員会の構成はつきのとおりです。

委員 安田 謹之助
副委員長 牛窪 音次
委員 沢田 勝五郎
委員 井上 勇
委員 岡島 嘉平
委員 岡島 和夫
委員 増田 利夫
委員 佐藤 恵士
委員 森田 栄
委員 山之内 陽樹
委員 山根 隆治
委員 水口 和夫

請願2件を採択 1件を継続審査・1件を不採択

申請者から川越市議会がつかぎの事項について国に意見書を出すよう請願する。

一、大幅な減税を行うこと

一、申告納税制度に反するような改悪を行わないこと

一、大型間接税(新一般消費税)の導入を行わないこと

と、の主旨により、旭町二丁目十五番地五飯野真之氏ほか百十九名より提出されました。

旭町二丁目十三番地二に高層マンションが建設されると聞いていたが、川越市中高層建築物に関する指導要綱に基づき、施工者と周辺住民との間に相互の立場を尊重し、双方の権利を認めそれに伴う義務を正しく遂行するよう、強力かつ先見性ある行政指導を願いたい。

増水にたえかね、分流式の下水マンホールをあけたものの、下水本管との勾配が小さいため、その下水も流れず逆に各家庭の便所が逆流であふれる始末であった。付近が住宅化した現在、湛水対策には、抜本的な解決策が必要となっている。

被害場所から三十メートルの所に道路側溝があり、またさらに五十メートル離れた国際商科大学東側市道には雨水管が埋設されている。

この際、これら側溝、雨水管の状況を調査し、何らかの方法でこれらと接続し、雨水排水に万全を期していただきたい。

と、の主旨により、的場北二丁目十八番地四野正義氏ほか百九十九名より提出されました。

水道決算 特別委員会を設置

今定例会に提案された「昭和五十六年度川越市水道事業決算認定について」は、第五日(九月十四日)に「水道決算特別委員会」を設置しその審査を付託しました。

第二十一日(九月三十日)同特別委員会が開催され、正・副委員長互選の後、審査した結果、なお慎重に審査する必要があるため「継続審査」とすることに決定いたしました。

特別委員会の構成はつきのとおりです。

委員 安田 謹之助
副委員長 牛窪 音次
委員 沢田 勝五郎
委員 井上 勇
委員 岡島 嘉平
委員 岡島 和夫
委員 増田 利夫
委員 佐藤 恵士
委員 森田 栄
委員 山之内 陽樹
委員 山根 隆治
委員 水口 和夫

議事のあらまし

第一日(九月十日)会期を十二日間と決定。諸報告の後、継続審査となっていた案件について各委員長報告がなされ、審議の結果、昭和五十五年度決算十一件を「継続審査」、「川越市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を「修正可決」と決定。続いて提出案二十七件について提案理由の説明を実施。

第二日(九月十一日)から第四日(九月十三日)まで本会議休会。

第五日(九月十四日)提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。「昭和五十六年度川越市水道事業決算認定について」は「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託。

第六日(九月十五日)本会議休会。

第七日(九月十六日)第五日に引き続き質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。

第八日(九月十七日)前日に引き続き一般質問を実施。

第九日(九月十八日)及び第十日(九月十九日)本会議休会。

第十一日(九月二十日)通告順により一般質問を実施。

第十二日(九月二十一日)前日に引き続き一般質問を実施。

第十三日(九月二十二日)前日に引き続き一般質問を実施。

第十四日(九月二十三日)本会議休会。

第十五日(九月二十四日)第十三日に引き続き一般質問を実施。

第十六日(九月二十五日)及び第十七日(九月二十六日)本会議休会。

第十八日(九月二十七日)第十五日に引き続き一般質問を実施。

第十九日(九月二十八日)本会議休会。四常任委員会開催。

第二十日(九月二十九日)本会議休会。

第二十一日(九月三十日)本会議休会。水道決算特別委員会開催。

第二十二日(十月一日)審議に入らず会期を一日延長する。本会議休会中、建設常任委員会開催。

第二十三日(十月二日)各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告がなされ、審議の結果、「請願」二件を「採択」、一件を「不採択」、一件を「継続審査」、「議案」二十五件を「原案可決」、一件を「修正可決」、二件を「継続審査」と決定。続いて追加議案一件が提案されそれぞれ「原案可決」、「同意」と決定。その後休会に入るが定刻までに再開するに至らず流会となる。

市政に對する一般質問

今定例会では、五日間にわたり次の議員より一般質問が行われました。

※ ※ ※

山下 かつ代 議員

一、入間川以西に救急総合病院の誘致について

二、学校図書整備について

菊地 実 議員

一、埼玉医療生協病院誘致について

二、拘束名簿式比例代表制選挙(参院全国区)と公の施設について

三、川越市の未来像(目標)について

田島 嘉平 議員

一、住友川越グリーンパークと開発行為による公益施設の整備について

仲 孝 議員

一、台風十号、十八号の風水害等の防災対策について

(イ)被災状況と対策について

(ロ)被災者に対する対策について

二、地下鉄十三号線工事進行状況と開通見込について

(イ)川越市以西への直通乗入促進等について

永堀 善一 議員

一、台風十八号による豪雨後の問題について

二、古谷公民館改善について

岡島 和夫 議員

一、川越市駅西口開設計画について

二、仮称今成町、小室町駅(東上線)新設計画について

村田 昭寿 議員

一、老人にかかわる問題について

島村 権治 議員

一、台風による水害対策(砂宮田町、旭住宅等)について

二、開発(建築)行為に対する諸問題について

細野 浩平 議員

一、十八号台風による被災地の対策について

二、新河岸川改修(南畑放水路)に対する本市の対応について

佐藤 恵士 議員

一、老人医療費無料制度について

二、都市計画の線引き見直しについて

山村 健仁 議員

一、市の災害対策について

二、環境衛生行政について

三、県立第三水上公園の誘致と今後のとり組みについて

木村 豊太郎 議員

一、市制六十周年記念事業(行事)について

山之内 陽樹 議員

一、川越市の道路行政に関する件

(イ)市民の要望、要求、苦情の窓口

口 藤倉太郎 議員

(ロ)道路パトロール

(イ)補修費と緊急対策費について

二、災害に対する川越市の防止対策について

(イ)雨水対策と河川整備

(ロ)非常時の市民に対する応対

(ハ)川越市災害援護特別資金貸付基金条例について

三、多目的広場(公園用地)について

(イ)地区公園の建設の問題点

(ロ)廃川敷の面整備利用について

高橋 康博 議員

一、老人の健康と医療問題について

二、学校給食をめぐる諸問題について

安田 護之助 議員

一、市街地北部の諸問題について

二、都市景観の保全、創出について

中村 孝治 議員

一、新市街地の都市化に伴う諸問題について

(イ)雨水、汚水対策について

(ロ)河川、水路等の整備促進について

(ハ)公園等の地域開発について

(ニ)都市施設等の整備と基本的な考え方について

(ホ)交通問題等諸問題について

九、市民会館について

藤倉太郎 議員

一、中小河川について

二、道路行政について

江田 俊雄 議員

一、身体障害者の住宅ローンについて

二、老人医療費無料について

三、川越工業団地の取付道路と信号機について

四、先端技術産業について

五、自動車飯ナンバー申請の窓口を出張所扱いについて

水口 和夫 議員

一、調整区域における既存住宅団地(歯抜け団地)の取扱いについて

忍田 宗和 議員

一、「教科書」に関する諸問題について

二、社会教育行政

(イ)公民館の運営について

(ロ)南公民館に関するものについて

(ハ)宇町公民館について

(ニ)福祉行政

(イ)職業センターの活用状況について

小浜市は、福井県の南西部に位置し人口三万四千二百八十五人(本年七月一日現在)の市です。若狭湾国定公園に指定されている海岸は、屈曲の変化に富んだリ阿斯式海岸で、風光明媚な景勝の地です。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

四、下水汚泥等の現況処理と今後の対策について

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案

小浜市と姉妹都市締結

ほか 同意一件

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。

追加議案二件が提出され、それぞれ即決されました。



下赤坂地内市道